

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 30 年 7 月 24 日

1 はじめに

平成 30 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から、引き続き、当面目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、まずは、800 円以下の地域別最低賃金をなくすることが急務であると主張した。その上で、トップランナーとも言える A ランクは 1,000 円への到達を目指すべきであり、これらの到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、2020 年を目途にすべきであると主張した。

また、生活圏や経済圏が広範囲となり、人手不足がますます深刻化する中、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ、地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難であるとの認識を述べた。さらに、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促す観点からも、中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差の是正に向けた議論を行い、ランク間差を最小限にとどめるとともに、最高額と最低額の比率の更なる改善を図っていく必要があると主張した。

さらに、地域別最低賃金の最高額の水準で 2,000 時間働いたとしても、年収 200 万円に到達せず、憲法第 25 条及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 1 条に照らしても低水準であると述べた。

また、非正規労働者の処遇改善が社会的要請であることは、配意を求められた「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）でも指摘されており、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活できる社会を実現すべきであるとともに、人材不足への対処として、高卒初任給や非正規労働者の時給を戦略的に引き上げている企業も見られることから、高卒初任給や非正規労働者における時給の実態も勘案すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、経営コストの上昇圧力が非常に強く、中小企業を取り巻く経営環境は中小企業景況調査や法人企業統計の結果をはじめ、総じて厳しい環境にあり、中小企業の経営者は賃金支払能力が乏しい中で深刻な人手不足に対処するため、実力以上の賃上げを強いられているとの認識を示した。

また、最低賃金は全ての企業・使用者にあまねく適用され、最低賃金を下回る場合は罰則の対象になることから、通常の賃上げとは性格が異なるとともに、政府による各種支援策の効果は未だ十分に上がっているとは言えず、近年の大幅な引上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきであると主張した。

さらに、「働き方改革実行計画」に記載された「年率３％程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく」という政府方針は、毎年３％程度、機械的な引上げを行うのではなく、名目 GDP 成長率が年率３％に達しない場合は、それを考慮しながら引上げ額を議論することであり、そうでなければ、目安審議や地方最低賃金審議会で審議を行う意味はないと述べた。

また、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第 4 表を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。加えて、平成 29 年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（以下「平成 29 年全員協議会報告」という。）の 3（２）及び 4（３）の趣旨等を踏まえ、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（２）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、

これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記２のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙１と同じ)